

令和 2 年度宇陀市各会計当初予算編成方針

1 国の動向及び地方財政に対する考え方

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において、『現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復をさせており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している』としている。また一方で、直面する課題としては、人口減少や少子高齢化の急速な進行を指摘している。

来年度予算編成においては、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時・特別の措置を講じ、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むとしている。

本市に影響が大きい地方行財政改革について、今後の人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革や新技術の活用を通じた利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進すると同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む自治体を支援するとしている。

また総務省からは 2020 年度の地方 財政収支に関する仮試算が公表されたところである。このなかで地方交付税の総額が前年度予算比 4. 0 % 増 (6,398 億円増) とされている。消費税率 10% への引き上げなどに伴い、交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めるとされているが、本市においては市税等の自主財源の増収は厳しい状況が続くと見込まれる。

このようなことから、今後の国の動向に十分留意しつつ、国の取組と基調を合わせた歳出改革等に取り組む必要がある。

2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

宇陀市は平成 3 0 年度に合併後 1 4 回目の決算を迎えました。

財政指数や基金残高から財政全般を見渡しますと近年厳しい状態が増しており、臨財債を除くと平成23年度をピークに経常的に見込める一般財源が年々減少しております。この傾向は今後も続く見込みであり、自由に使える財源が減少していくことを表しております。

このなかでも特に宇陀市の歳入で一番多いのはご承知のとおり普通交付税となっております。宇陀市は合併団体であり、国において合併団体の声を吸い上げた結果、当初の普通交付税の削減幅を圧縮し70%程度復元するとされていましたが、現状を考察いたしますと宇陀市においては60%にも満たないものと推測されます。このような国の動向や本市の人口減も相まって、最大の歳入である普通交付税が大幅に減少することになります。

事実として決算状況から財源不足を調整するため、ここ数年財政調整基金からの繰入を行っております。財政的には明らかに下り坂の局面に入っていると判断しています。監査委員からの審査意見にも「止めようのない深刻な事態を受けて、過去からの予算編成を漫然と行うのではなく、確実に歳入の見込める範囲内で予算を組み、決算において、歳出が歳入を上回る状況を生み出さない取り組みを望む」と指摘されています。

さらに宇陀市が抱える公共施設等の課題に対して、公共施設等を市民全員の資産として捉え、経済的な視点から分析・検討することで施設の質・量・費用の最適化を図り、本市における適正な維持管理について検討する時期と考えます。

また最大の課題である人口減少にも歯止めがかからない状況下であり、人口が減少するという事は、税収が減り、普通交付税も減少することを意味します。なんとしても人口減少を鈍化させなければならないと考えております。

今後宇陀市が最大限取り組む施策はこれに尽きると言っても過言ではなく、5年後、10年後のまちづくりを見据え過去の政策にとらわれることなく、選択と集中をしなければならないと考えております。

3 予算編成の基本的な考え方

厳しさを増す宇陀市の財政状況の中、令和2年度は第2次総合計画で定めた将来像に向けた前期基本計画（4ヵ年計画）の3年目となっています。

第2次総合計画におけるまちづくりの基本理念である宇陀市民憲章の実現を目指し、将来像に掲げる「みんなが生きがいをもって暮らせる魅力ある健康なまち 宇陀市」を進めるため、令和2年度予算については、職員一人ひとりが何としてでもやり遂げる情熱と責任感、チャレンジ精神を持って、6つの目指すまちの姿づくりを着実に進めてください。

さらに公約事項については、企画立案内容を精査し、所要の予算を確保するとともに、着実に事業の進捗を図ってください。

以上、令和2年度の当初予算を編成するにあたり、次のとおり予算編成方針を定めましたので、すべての職員及び関係者に周知し、市民の視点に立った成果が望める予算を要求されますようお願いいたします。

令和元年10月1日

宇陀市長 高見省次

基 本 方 針

1. 第2次総合計画の着実な推進

①健幸なまち

本市では健幸をキーワードとして健幸都市ウェルネスシティの実現を目指しています。そのために、保健・医療・福祉が連携し

たみんなの幸せを支える福祉環境づくり、結婚・出産・子育て世代への魅力ある支援の充実、地域福祉・地域医療体制の充実に取り組むこと

②暮らしやすいまち

本市の魅力をより向上させるためには、誰もが住み良いまちづくりや安全・安心なまちづくりを進める必要があります。このため移住定住の促進強化、公共インフラの持続的な維持、地域情報化の推進、災害に備えた安全・安心な暮らしの実現に向け取り組むこと

③活力あるまち

本市は豊かな自然、古代から受け継がれる歴史や文化遺産をはじめとした地域資源が数多くあるが、市街地の活性化や雇用環境の創出、人材の確保が求められています。このため地域資源の保全や産業と連携した活用、地場産業の発展や次世代の人材確保・育成、農林業・商工業の再生・活性化、観光戦略の推進に取り組むこと

④生涯輝くまち

誰もが自分らしく生涯を通じて輝き、よろこびや生きがいをもって暮らせることは大切なことであり、そのために人権を大切にする共生のまちづくりの実現、子どもたちの教育環境の充実、多様な学びの場の整備・充実、スポーツ・芸術・文化の振興に取り組むこと

⑤自然豊かなまち

豊かな自然や美しい田園風景と調和したまちづくりは、本市の魅力の一つとなっていますが、一方環境問題にも対処が必要です。循環型社会への取組みなど環境保護を地域づくりに活かしながら、豊かな自然環境の保全・活用、生活環境の整備・充実、公園・緑地の整備・活用を図ること

⑥地域力を発揮するまち

地方分権のなか市民ニーズを的確に把握することがさらに重要となっています。しかし行財政の健全化が緊急課題とされているなか、行政だけでは困難な状況となっています。そのため市民と行政の協働のまちづくり、健全な行政運営の推進、広域行政の推進、市民活動の支援に取り組むこと

2. 財源確保への取り組み

- (1) 新規事業について、サンセット方式^{※1}を徹底し、あらかじめ事業の終期を定めるものとする。上乘せや継続前提で事業を捉えることなく、受益者にも理解を求め、有効性や実効性の観点を持つこと。また、既存事業は必ず見直しをすること

※1 事業について一旦始めると既得化して継続するので、あらかじめ一定の年限を切っておく制度。

- (2) 新規事業については、Pay-As-You-Go^{※2}（ペイアズユーゴー）の考え方に立ち、部局内で調整を図ること

※2 予算編成で、新規の支出や減税を行う際には既存事業の見直しにより財源確保を義務づけること。

- (3) 地方交付税や交付金、国庫支出金など歳入のほとんどが国からの依存財源によるもので、国の動向によって財政状況が大きく左右される。よって、事業執行にあたっては財源を確実に担保したうえで、その執行に努めること
- (4) 合併特例債発行期限が2025年度に延長となり、また平成29年度からは宇陀市全域が過疎指定となっており、比較的有利な地方債が市内全域で活用できるようになっているが、漫然と地方債の借入を前提に事業を進めることのないよう注意すること
- (5) 県と市町村や複数の市町村での連携・協働による「奈良モデル事業」を始め、県のあらゆる特定財源の獲得に努めること
- (6) 一般財源のみの事業は、必要性や効果を国や県に主張・要望し、補助事業に結びつけるよう努めること
- (7) 自主財源を確保するため、市税をはじめとする市債権においては、あらゆる手段を講じてその回収に努めること
- (8) 公共施設等総合管理個別計画（令和2年度策定期限）の策定とともに、公共施設の定常的な保守の検討、市有財産の有効活用、

- 利用の見込みがない財産の処分を執行すること
- (9) ふるさと納税など充当可能な基金の活用を積極的に努めるとともに、クラウドファンディング^{※3}など官民協働で新たな資金調達の方法も検討し財源確保に努めること

※3 不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

3. 宇陀市に住み続けるための機能と条件づくり

第2次総合計画については、進捗状況が芳しくない事業については原因究明と対応策を予算に生かすこと。また、現在「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定中であり、来年度以降の重点施策についてはその中で示すことになるが、地方創生を推進するために、特に、少子化や若い世代の転出超過に対しては、現時点で重点的に手を打ち、引き続き対策を講じ地方創生の推進に積極的に取り組むこと

4. 特別会計について

一般会計に準じて予算編成を行うこととするが、収益が減少している特別会計については、会計の独立性と事業を効率的に推進するため、財務状況をさらに分析し、早急に収益改善に努め、安易に一般会計の繰出金に依存することがないように努めること。

また、企業会計は一般会計からの繰入に対しては明確な根拠をもち、経営戦略等を反映した徹底的な経費節減に努めること

5. その他

各会計において平成30年度の決算内容を必ず精査・分析し、漫然と予算要求することのないよう配意すること。

また予算要求書の編成における詳細については、別途に通知する「令和2年度当初予算要求書編成要領について」により精査すること

以上